

IV 精神保健班

1 精神保健福祉事業

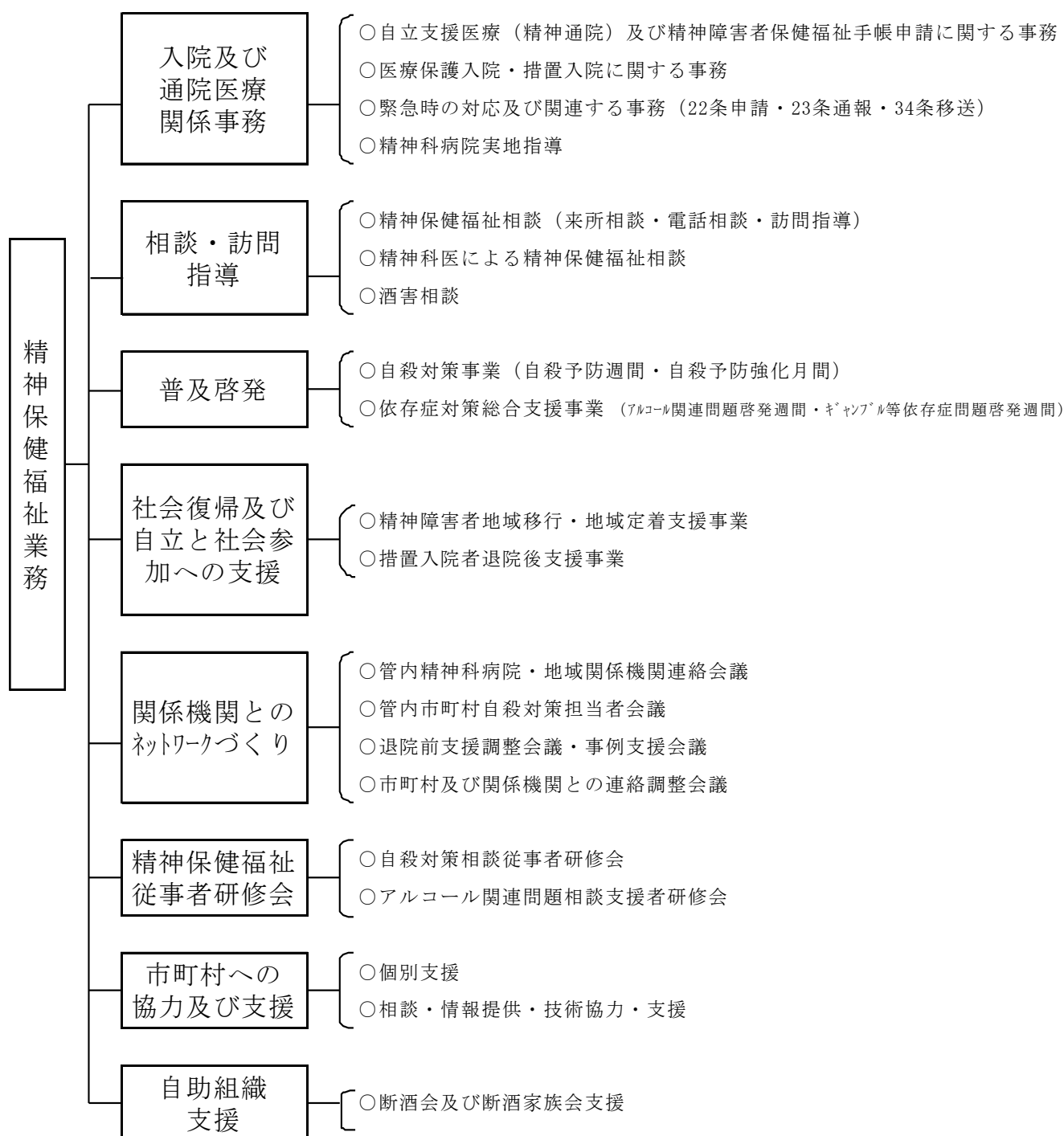
- (1) 精神保健福祉法等に基づく業務
- (2) 相談業務
- (3) 社会復帰事業
- (4) 関係機関とのネットワークづくり
- (5) 精神保健福祉研修会
- (6) 自助組織支援

1 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」及び「自殺対策基本法」等に基づき、精神疾患の早期治療の促進及び適正医療の提供や、自立、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、下記の業務を行っている。

(1) 精神保健福祉法等に基づく業務



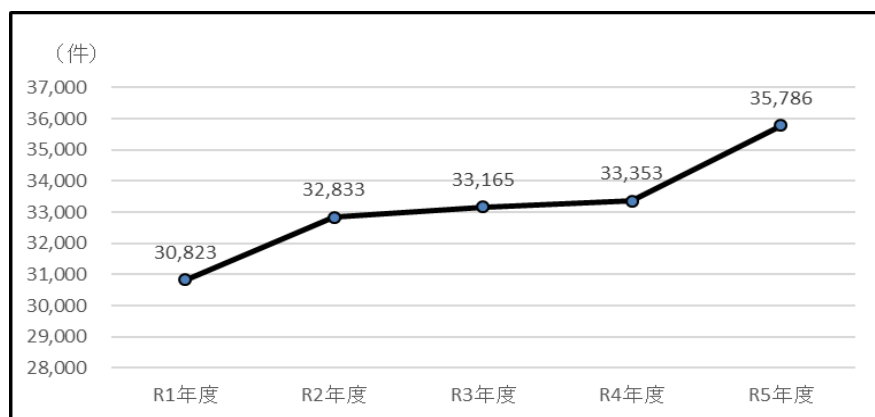
ア 自立支援医療費（精神通院）支給認定状況（障害者総合支援法第 58 条）

通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉法第 32 条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」が施行され、「自立支援医療費（精神通院）」へ移行した。その後、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行された。自立支援医療費の 9 割は医療保険各法及び公費で負担され、1 割は原則自己負担であるが、沖縄県では復帰特別措置法に基づき、その 1 割についても公費負担となっている。

表 1 市町村別・疾病分類別自立支援医療費（精神通院）支給認定者数

令和 5 年度

病類	F0 症状性を含む器質性精神障害	F1 び精神作用物質使用による精神および行動の障害				F2 び統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害				F3 気分（感情）障害	F4 おおよそ神経症性障害、ストレス関連障害	F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	F7 精神遅滞（知的障害）	F8 心理的発達の障害	F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	てんかん	その他	計 (人)
	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症	左記以外の器質性精神障害	覚せい剤による精神及び行動障害	アルコール使用による精神及び行動障害	作用物質使用による精神及び行動障害	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
那覇市	1,513	812	113	308	280	495	425	35	35	3,123	5,145	1,230	18	48	118	895	292	930	413,811
浦添市	442	285	24	68	65	93	84	5	4	928	1,690	336	2	11	39	464	106	372	24,485
糸満市	231	101	15	51	64	106	95	3	8	519	748	253	2	5	30	156	53	222	2,328
豊見城市	191	103	9	9	70	67	62	0	5	425	683	313	5	1	18	133	52	191	2,080
南城市	113	62	10	18	23	46	46	0	0	373	492	113	0	5	21	117	28	154	1,476
西原町	91	45	2	21	23	29	27	1	1	329	482	114	1	7	28	129	41	150	1,402
与那原町	41	24	4	7	6	17	17	0	0	151	238	84	1	6	10	64	13	63	690
南風原町	135	83	11	19	22	38	36	0	2	298	493	148	3	2	17	83	22	163	1,403
久米島町	10	7	0	3	0	1	1	0	0	51	35	6	0	2	1	3	7	12	128
八重瀬町	102	49	3	25	25	36	32	2	2	276	393	106	5	1	35	72	37	144	1,208
渡嘉敷村	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	4	0	0	1	2	1	0	17
粟国村	3	1	0	0	2	0	0	0	0	4	7	1	0	0	1	0	0	3	19
渡名喜村	3	1	1	1	0	0	0	0	0	3	4	2	0	0	0	0	0	3	15
南大東村	10	6	2	1	1	0	0	0	0	9	7	2	0	0	0	1	1	1	31
北大東村	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	5	1	0	0	0	1	0	0	9
計(人)	2,886	1,580	194	531	581	930	827	46	57	6,494	10,429	2,713	37	88	319	2,120	653	2,408	29,106



管内市町村で受け付けた「新規・再認定・変更」等の申請は、保健所へ進達され処理される。

過去 5 年間の申請総件数は増加している。

図 1 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請総件数

イ 精神障害者保健福祉手帳交付状況（精神保健福祉法第 45 条）

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため平成 7 年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は 2 年間で、更新することができる。

表 2 市町村別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数

令和 5 年度

市町村 等級	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計（件）
1級	732	237	127	92	62	72	30	60	6	75	-	-	1	4	-	1	1,499
2級	2,499	612	287	287	152	196	82	172	14	137	-	4	0	2	-	-	4,444
3級	787	235	107	100	52	63	31	76	1	46	-	1	2	2	-	1	1,504
計(件)	4,018	1,084	521	479	266	331	143	308	21	258	-	5	3	8	0	2	7,447

ウ 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第 33 条 1 項・3 項・4 項）

自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行う入院制度である。入院日から 10 日以内に知事への届出が必要である。

表 3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数

令和 5 年度

	脳器質性精神障害			精神作用物質による精神及び行動の障害			統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害、身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人のパーソナリティ及び行動の障害	精神遅滞〔知的障害〕	心理的発達の障害	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	てんかん	その他	合計（件）
	アルツハイマー病型認知症	血管性認知症	左記以外の症状性を含む器質性精神障害	アルコール使用による精神及び行動の障害	覚せい剤による精神及び行動の障害	アルコール覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
R5	196	37	289	47	1	6	517	170	18	5	5	31	23	13	1	-	1359

※R4 年度より疾患別内訳を変更。

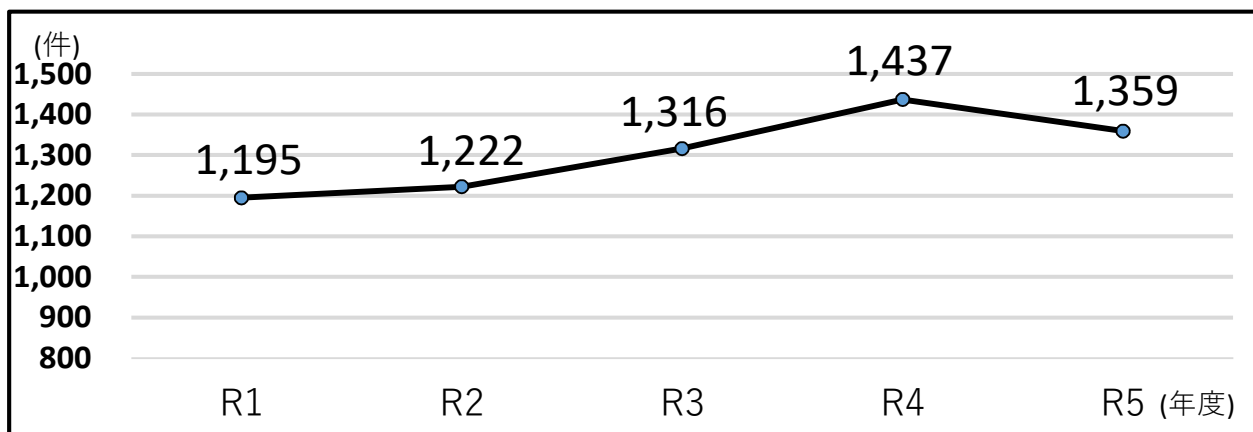


図 2 管内医療保護入院届件数の推移

エ 申請・通報・届出、措置診察等の状況

措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者（疑いのあるものを含む）に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

表 4 年度別申請・通報・届出・措置診察等の状況

事項 年度	届申 出請 等・ 件通 数報 ・	左 の 内 訳(件)				酌 酊 者 規 制 法 (件)	認 め た 者 (人)	診察を受けた者(人)	
		申一 請般 人 の (法第22条)	警 察 官 通 報 (法第23条)	届管精 出理神 者病 の院 (法第26条の2)	そ の 他 (法第27条第2項)			要 措 置 (法第29条)	措 置 不 要
令和 1年度	53	-	53	-	-	-	37	15	1
令和 2年度	63	2	61	-	-	-	46	13	4
令和 3年度	49	-	49	-	-	1	34	13	2
令和 4年度	34	1	33	-	-	-	16	17	1
令和 5年度	48	-	48	-	-	-	11	31	6

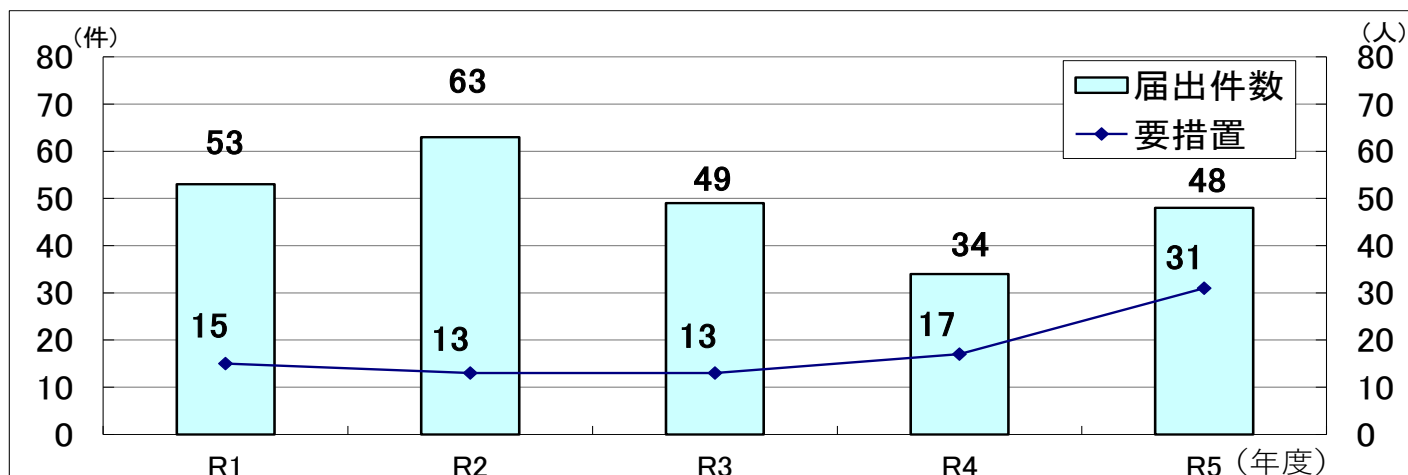


図 3 申請・通報件数と措置入院者数の推移

オ 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第 38 条の 6）

（ア）目的：精神科病院において人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を目的とする。

（イ）概要：「沖縄県行政機関設置条例」第 5 条に規定されている当保健所の所管区域にある 13 病院に対し、令和 5 年 10 月～令和 6 年 2 月の期間で実施した。

（ウ）主な指導項目（沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋）

※令和 2 年度より県外での精神科病院における虐待事件を受けて「虐待防止の体制整備の状況について」指導項目が追加された。

- ①過去の実施指導に対する改善状況について
- ②精神科病院内の設備等について
- ③医療環境について
- ④精神保健指定医について
- ⑤指定病院について
- ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦入院患者の通信面会について
- ⑧入院患者の隔離及び身体拘束について

(2) 相談業務

ア 来所相談・電話相談・訪問指導（精神保健福祉法第47条・48条）

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談や対応方法、生活に関することまで多岐にわたる。相談業務は保健師と精神保健福祉相談員が対応している。

表5 相談状況

令和5年度

	実人員 (人)	延人員(人)							
		老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	その他	計
来所相談	49	1	—	9	2	1	11	45	69
電話相談	339	19	26	57	8	5	168	1121	1404
訪問指導	68	3	10	6	2	—	2	132	155

※来所相談・電話相談・訪問指導の「その他」はうつ・うつ状態、統合失調症も含まれている。

※管内離島の相談業務に関しても上記に計上。

イ 精神科医による精神保健福祉相談（精神保健福祉法第47条）

(ア) 目的：精神障害者（疑いも含む）やその家族及び支援関係者が、精神科医師による医学的判断や対応等に関する助言、必要な保健・医療・福祉サービスの情報を得ることができ、対象者が安心して生活できることを目的とする。

(イ) 日時：毎月1回 原則第4水曜日 午後2時～4時（予約制）

(ウ) 場所：南部保健所 精神相談室又は訪問先等

(エ) 方法：来所相談、家庭訪問

表6 精神科医による精神保健福祉相談実施状況

年度	実施 回数 (回)	相談 実人員 (人)	相談 延人員 (人)	相談種別						相談内容			
				老人 精神保健 (人)	アル コール (人)	薬物 (人)	思春期 (人)	心の健康 づくり (人)	その他 (人)	受診の 相談 (人)	病気の 有無判断 (人)	対応に ついて (人)	その他 (人)
令和3年度	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—
令和4年度	1	2	2	—	—	—	—	2	—	1	—	1	—
令和5年度	5	8	8	—	—	—	—	3	5	—	2	6	—

※相談種別の「その他」は精神疾患の未治療者・治療中断者であり、対応方法や受診に関する相談内容となっている。

ウ 酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒者本人やご家族に対し、随時相談に応じている。（予約制）

(3) 社会復帰事業

ア 措置入院者退院後支援事業

- (ア) 目的：措置入院者が、退院後にどこの地域で生活することになっても必要な医療を継続でき、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加促進等、包括的な支援を受けられるようにする。令和5年度は1名に退院後支援計画の交付を行っている。

(4) 関係機関とのネットワークづくり

ア 管内市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議

- (ア) 目的：管内精神保健福祉担当者及び南部保健所が情報交換や事業の検討を行い、相互の連携の強化を図り、精神保健福祉事業のさらなる向上のために市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議を実施する。
※令和5年度は開催なし。

イ 南部保健所精神障がい者地域支援者連絡会

- (ア) 目的：精神障がい者が住み慣れた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、医療、保健、福祉等の関係機関の連携を強化する必要がある。地域移行・地域定着支援の中心となっている精神科病院相談員の資質向上及び精神科病院間の連携を図ることを目的に連絡会を開催する。
- (イ) 日時：令和6年1月31日（水） 14:00～16:00
- (ウ) 開催方法：Web会議システム（Zoom使用）
- (エ) 内容：沖縄県・南部保健所管内の精神保健福祉の現状について
地域移行・地域定着の取り組みについて
事例紹介及び意見交換
- (オ) 参加人数：20人（精神科病院職員14人、保健所等その他6人）

ウ 南部保健所管内警察署連絡会議

- (ア) 目的：精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、南部保健所管内の警察署等との情報の共有と連携を強化し、精神保健福祉業務の円滑な推進を図ることとする。
※令和5年度は、管内警察署への挨拶回りと並行して情報共有や意見交換を個別に実施したため、連絡会議の開催なし。

(5) 精神保健福祉研修会

ア 自殺対策相談従事者研修会

- (ア) 目的：自殺未遂者の自殺再企図を防ぐために、自殺に関する相談を受ける機会がある相談従事者が、自殺リスクのある者への理解を深め、自殺リスクの評価や相談対応について学び、自殺予防のスキルアップを図ることを目的とする。
- (イ) 日時：令和5年10月11日(水) 13:30～16:30
- (ウ) 開催方法：Web会議システム(Zoom使用)
- (エ) 内容：南部保健所管内の現状報告
自殺・自傷行為の理解と対応、自殺リスク評価についての講話
事例検討
- (オ) 講師：医療法人フェニックス 博愛病院 院長 仲本 譲 氏
- (カ) 対象者：市町村職員(精神保健福祉担当課)、相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、パーソナルサポートセンター職員
- (キ) 参加機関：23 か所
- (ク) 参加人数：37 名

イ アルコール関連問題相談支援者研修会

- (ア) 目的：アルコール関連問題の相談に関わる支援者が、アルコール依存症について基本的な理解を深め、アルコールに関連した相談対応のスキルアップを図ることを目的とする。
- (イ) 日時：令和5年9月27日(水) 14:30～16:30
- (ウ) 開催方法：Web会議システム(Zoom使用)
- (エ) 内容：南部保健所管内のアルコール相談の現状と第2期沖縄県アルコール健康障害対策推進計画について
アルコール依存症の疾患特性、治療について
アルコール相談の受け方について
- (オ) 講師：医療法人晴明会 糸満晴明病院 医局長 平田 雄三 氏
医療法人晴明会 糸満晴明病院
地域医療・リハビリ部長 山城 涼子 氏
- (カ) 対象者：南部管内市町村職員(精神保健福祉担当課)、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、特定相談支援事業所
- (キ) 参加機関：38 か所
- (ク) 参加人数：66 名

(6) 自助組織支援

ア 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表 7 管内断酒会開催状況

令和 5 年度

名 称	日 時	時 間	場 所
浦添断酒新生会	毎週月曜日	19:00～21:00	浦添市保健相談センター
糸満晴明断酒会			糸満晴明病院
南部断酒会糸満例会			糸満市障害者生活支援センター
豊見城断酒会支部例会 「お酒の問題を考える 会」	毎週火曜日		おきなわ ASK 事務所内
沖縄県断酒会 オンライン例会	毎週水曜日		zoom によるオンライン会
南部断酒会	毎週木曜日		南部保健所、南風原中央公民館
浦添断酒会	毎週金曜日		浦添市保健相談センター
豊見城断酒会			豊見城市社会福祉センター

表 8 管内断酒家族会開催状況

令和 5 年度

名 称	定例日	時 間	場 所
豊見城家族会	毎月 第 1 日曜日	14:30～16:30	豊見城市社会福祉センター
南部断酒会家族会 たんぽぽ	毎月 第 3 日曜日	14:30～16:30	南部保健所、 南風原中央公民館